

4 NBCテロが起こったら

武力攻撃やテロなどの手段として核物質(N)、生物剤(B)、化学剤(C)が用いられた場合、特別な対応が必要となります。テレビやラジオなどを通じて情報収集に努め、行政機関からの指示にしたがって行動してください。

化学剤が用いられた場合

[1] 特徴

- 化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類されます。
- 一般的に風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。
- 特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は種類によって異なります。
- 比較的早く、目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れます。
- 触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼします。
- 使われ方としては、飲食物などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。

[2] 留意点

- 口と鼻をハンカチで覆い、その場から直ちに離れる。
- 密閉性の高い屋内または風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。
- 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- なるべく上の階へ避難する。
- 警察や消防の指示にしたがい、落ち着いて行動する。
- テレビやラジオなどを通じ、情報を収集する。
- 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは、できるかぎり皮膚に触れないように脱ぎ(はずし)、屋外で速やかにビニール袋に密閉し、処分する。頭からかぶる服は、はさみで切り裂く。
- 水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- 汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。
- 行政機関の指示などにしたがい、医師の診断を受ける。



生物剤が用いられた場合

[1] 特徴

- 生物剤は、人を殺傷したりすることなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことをいいます。
- 人に知られることなく散布することが可能です。
- 使われ方としては、化学剤と同様に、飲食物などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。
- 発症までの潜伏期間に感染者が移動し、後にテロ行為が判明したときには、二次感染などにより既に被害が広まっている可能性があります。

[2] 留意点

- 口と鼻をハンカチで覆い、その場から直ちに離れる。
- 密閉性の高い屋内または感染のおそれのない安全な地域に避難する。
- 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- 屋内に入る場合は、屋外で衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉する。
- 水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- 汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。
- 感染の疑いがある場合は、行政機関の指示などにしたがって医師の診断を受け、行政機関の行うまん延防止措置に従う。
- 身近に感染の疑いのある人がいる場合は、その人が使用したものなどに触れず、頻繁に石けんで手を洗う。
- 感染した可能性のある人も自らマスクをする。



核物質が用いられた場合

[1] 特徴

〈核兵器による被害〉

- 当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる物質の燃焼、建物の破壊、放射能汚染など
- その後は放射能をもった灰が拡散、降下することによる放射線障害など

〈ダーティボム^{*}による被害〉

- 爆薬による被害と放射能による被害

*ダーティボム：放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

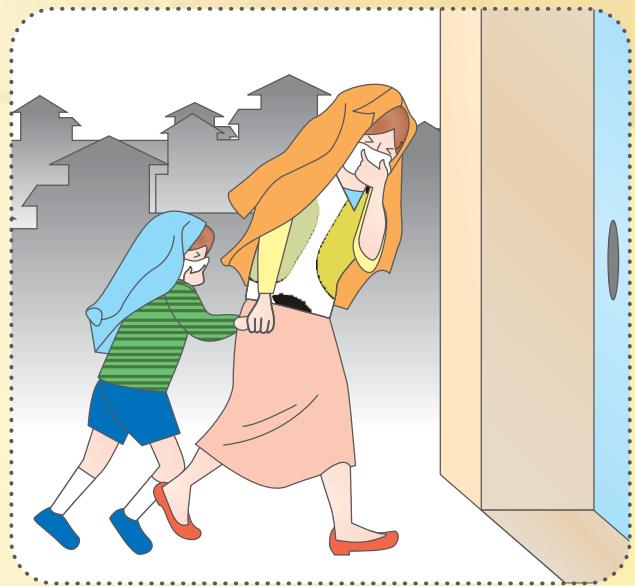
[2] 留意点

〈核爆発の場合〉

- 閃光や火球が発生した場合は、失明するおそれがあるので見ない。
- 遮蔽物の陰に身を隠す。近隣に建物があればその中へ避難する。地下施設やコンクリート建物であればより安全。
- 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどして、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、風下を避けて爆発地点からなるべく遠くに避難する。
- 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- 屋内に地下施設があれば地下へ移動する。
- 屋外から屋内に戻る場合は、屋外で衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉する。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- 汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。
- 被爆や汚染のおそれがある場合は、行政機関の指示などにしたがい、医師の診断を受ける。

〈ダーティボムの爆発の場合〉

- 爆発が起きた場合（6頁）と同様、爆発が起きた建物などからできる限り速やかに離れる。
- 放射能汚染が判明するまで時間を要するので、外傷がなくても、行政機関の指示などにしたがって医師の診断を受ける。



3

日頃からの備え

地震などの自然災害に対する日頃からの備えとして、非常持ち出し品や、数日間を自足するための備蓄が必要です。これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難する際などの場合においてもたいへん役立ちます。家族全員分を日頃から備えておきましょう。

標準的な非常持ち出し品

- 携帯用飲料水
- 食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- 貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)
- パスポートや運転免許証など
- 緊急用品(外傷に対応できる用品)
 三角巾、包帯(4号・6号が便利)、消毒ガーゼ、きれいなタオル、ばんそうこう(大・小)、
 体温計、はさみ・ピンセット、傷口用の消毒液、常備薬(かぜ薬、胃腸薬、痛みどめなど)、安全ピン
- ヘルメット、防災ずきん
- 軍手(厚手の手袋)
- 懐中電灯
- 衣類(セーター、ジャンパー類)
- 下着
- 毛布
- 携帯ラジオ・予備電池
- マッチ、ろうそく(水でぬれないようにビニールでくるむ)
- 使い捨てカイロ
- ウエットティッシュ
- 筆記用具(ノート、えんぴつ)
- 新聞紙、大きなゴミ袋(防寒や防水に役立つ)

小さな子供がいる家庭は

- ミルク
- 紙おむつ
- ほ乳びん

3日間自足するための備蓄品(一人分)

- 飲料水 9リットル(3リットル×3日分)
- ご飯(アルファ化米※) 4~5食分
- ビスケット 1~2箱
- 板チョコ 2~3枚
- 缶詰 2~3缶
- 下着 2~3組
- 衣類 スウェット上下、セーター、フリースなど

※アルファ化米:一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる。

NBCテロなどへの備え

マスク、手袋、ゴーグル、雨ガッパなど

4 ご協力のお願い

1 住民の皆さんへ

国民の生命や財産を保護するための措置(3頁)の実施にあたっては、住民の皆さんに次のようなご協力を要請する場合があります。

国民保護法では、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。府や市町村などは、要請を行う場合、法律の趣旨を踏まえるとともに、住民の皆さんの安全の確保に十分配慮しますので、ご協力をよろしくお願いします。

避難住民の誘導に必要な援助



避難住民等の救援に必要な援助



消防、負傷者の搬送、 被災者の救助などに必要な援助



保健衛生の確保に必要な援助



2 事業者の皆さんへ

生活関連等施設の管理者の皆さんへ

武力攻撃災害の発生や拡大を防止するため、生活関連等施設（※1）の安全の確保が特に必要なとき、府は施設管理者に対し、警備の強化などの措置を実施するよう要請しますので、ご協力よろしくお願いします。

※1. 生活関連等施設とは

- 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ、
- 国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設
 - 周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
- ① 発電所又は変電所（電気事業法）
 - ② ガス工作物（ガス事業法）
 - ③ 取水・貯水・浄水施設又は配水池（水道法）
 - ④ 鉄道施設、軌道施設（鉄道事業法、軌道法）
 - ⑤ 電気通信事業用交換設備（電気通信事業法）
 - ⑥ 放送用無線設備（放送法）
 - ⑦ 水域施設又は係留施設（港湾法）
 - ⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（空港整備法及び航空法）
 - ⑨ ダム（河川管理施設等構造令）
 - ⑩ 危険物質等の取扱所（国民保護法）

危険物質等取扱所の取扱者の皆さんへ

上記生活関連等施設のうち、危険物質等（※2）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があるとき、府や市町村などは、危険物質等の取扱者（占有者、所有者、管理者その他取扱者）に対し、政令で定められた次の措置を実施するよう命じますので、ご協力よろしくお願いします。

- (措置1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- (措置2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- (措置3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※2. 危険物質等とは

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体
又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質

- ① 危険物（消防法）
- ② 毒物及び劇物（毒物劇物取締法）
- ③ 火薬類（火薬類取締法）
- ④ 高圧ガス（高圧ガス保安法）
- ⑤ 核燃料物質＜汚染物質含む＞（原子力基本法）
- ⑥ 核原料物質（原子力基本法）
- ⑦ 放射性同位元素＜汚染物質含む＞（放射線障害防止法）
- ⑧ 毒薬及び劇薬（薬事法）
- ⑨ 事業用電気工作物内の高圧ガス（電気事業法）
- ⑩ 生物剤及び毒素（生物兵器禁止法）
- ⑪ 毒素物質（化学兵器禁止法）



関係機関の ホームページアドレス

国民保護などについての情報は、次のホームページをご覧ください。

▶ おおさか防災ネット

<http://www.osaka-bousai.net/>

国民保護に関する情報を含め、府内に発表された気象に関する注意報や警報、地震や津波情報、災害発生時に各市町村から出される避難勧告や避難指示、被災・応急対策の状況、交通・道路・ライフルラインの運行・稼動状況等の防災情報を提供するポータルサイトです。

▶ 国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

国民保護法制に関する経緯や制度概要などの解説などが掲載されている国民保護に関する総合的なホームページです。国民保護に係る警報のサイレン音を聞くことができます。

▶ 大阪府

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/kokuminnhogo/index.html>

国民保護法制に基づく大阪府の取り組みに関する資料を掲載しています。

▶ 首相官邸

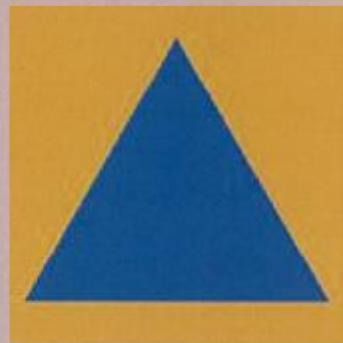
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/index.html>

国民保護法制整備本部や事態対処法、国民保護法などの有事法制関連法に関する情報が掲載されています。

▶ 総務省消防庁

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

国民保護法の運用に関する通知や国民保護に関する懇談会の開催結果のほか、各種資料が掲載されています。



<特殊標章>

武力攻撃事態において、国民保護措
置を行う者等及びそのために使用さ
れる場所等を識別させるための標章

<赤十字標章>

武力攻撃事態において、医療行為
を行う者等及びそのために使用され
る場所等を識別させるための標章